

# 県 育成品種の流出は絶対ダメ!!

- 県では、佐賀県ブランドを確立し有利販売ができるよう、多くの年月と労力をかけ、県独自の新品種の開発に取り組んでいます。県育成品種は、ブランド価値を守るため、許諾を受けた県内の農家に栽培を限定しています。
- 大切な品種が不法に栽培されたり、県外へ流出することのないよう、皆様の御協力をお願いします。

## 主な県育成品種



いちごさん

栽培を希望する方は誓約書の提出が必要です。  
種苗の盗難被害が発生していますので種苗の管理に注意してください。

佐賀 ◎ にじゅうまる



にじゅうまる

栽培を希望する方は「登録園地制度」による認定と誓約書の提出が必要です。  
詳しくはJA又は振興センターへお問い合わせください。



さがびより・たんぼの夢・天使の詩

栽培許諾は、佐賀県内の作付に限ります。  
なお、農家ごとの許諾手続きは必要ありません。

# 自家増殖には許諾が必要です

- 種苗法の改正に伴い、令和4年4月1日から自家増殖<sup>(※)</sup>には育成者の許諾が必要となっています。
- 自家増殖を希望される場合は、それぞれの品種の育成者に御確認ください。
- 「にじゅうまる」を除く佐賀県育成品種については、遵守事項を守っていただければ、手続き不要で、これまでどおり自家増殖が可能です。遵守事項は佐賀県HP(右記QRコード)で御確認ください。
- 「にじゅうまる」は、これまで同様、品種特性を保つため自家増殖は禁止です。
- 自家増殖した種苗を他人に譲渡すると種苗法違反となりますのでご注意ください。

※ 収穫物を自らの農業経営において更に種苗として利用すること(いちごのランナー、果樹の穂木、花きの穂や地下茎を種苗として利用することを含みます。)



## 県育成品種の自家増殖の取り扱い

品目	品種名・商標名等	自家増殖の取扱い等
水稻	・さがびより ・天使の詩 ・たんぼの夢 ・佐賀40号	・許諾料や許諾の手続きは不要ですが、遵守事項を守っていただく必要があります。 ・自家増殖による品種特性の劣化や種子伝染病害の蔓延などを防ぐため、 <u>毎年の全量種子更新を推奨します。</u>
大豆	・佐賀黒7号	
いちご	・いちごさん	
花き	・ロゼバルーン ・姫風船 ・佐賀H5号	・許諾料や許諾の手続きは不要ですが、遵守事項を守っていただく必要があります。
かんきつ	・佐賀果試34号 ・佐賀果試9号	
	・にじゅうまる	・品種特性を保つため自家増殖は禁止です。

国(農研機構)育成品種は、許諾方針をHPで公開されていますので、御確認ください。

### 【主な品種の取り扱い】

Webで申請(有償) シャインマスカット、はるみ、せとか、あきづき等

Webで申請(無償) 恋みのり、せいめい、さえあかり、べにはるか等

